

第1559号

AFN-1559

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2025年 4/21 (月)

『R7年度税制改正大綱（11） 外国人旅行者向け消費税免税』

課題の多かった消費税免税制度は、免税品の転売防止と合わせ、購入額の上限撤廃によりインバウンド消費の拡大を図る新たな制度へと見直すこととなった。

【免税方式】免税店は、消費税込みの価格で販売。出国時に持ち出しが確認された場合に、その消費税相当額を返金する(リファンド方式)。国税庁は免税店の事業者に対し、購入記録情報ごとに、免税販売管理システムを通じ税関確認情報を提供する。

【免税対象物品の範囲】消耗品は、同一店舗一日当たりの購入上限額(50万円)及び特殊包装を廃止。一般物品と消耗品の区分、及び免税対象物品の要件「通常生活の用に供するもの」を廃止。金地金等の物品は、免税販売の対象外とすることとなった。

【免税販売手続き】100万円(税抜)以上の免税対象物品は、商品进行特定するシリアルナンバー等を購入記録情報の送信事項に加える。対象物品を免税店以外から海外に配送する「別送」は廃止、免税店から直接配送する「直送」制度は継続される。



【返金方法】現金(空港で返金、又は口座振込)、クレジットカード、電子マネーが想定されるが、キャッシュレスでの返金が現実的だと言える。システム開発や改修等の設備投資に対し、補助金の交付や租税特別措置が行われるかがポイントとなる。

『昨年度の人手不足倒産350件 2年連続で過去最多更新』

帝国データバンクは「2024年度の人手不足倒産の動向調査」結果を発表した。それによると、人手不足倒産(負債1000万円以上)は、24年度は350件(前年度313件)で、2年連続で過去最多を更新した。15年度以降の推移を見ると、22年度までは200件を超えることはなかった。同社は「政府が最低賃金を20年代に全国加重平均1500円へ引き上げると表明したことから、賃上げ気運は加速。さらに、より良い待遇を目指す動きが強まったことで転職者数が増加しており、特に中小企業にとって人材の確保・定着は厳しい局面を迎えている。適正な価格転嫁が進まない状況が続くと、賃上げ余力のない小規模事業者を中心に、人手不足倒産は高水準で推移することが見込まれる」としている。業種別では、建設業が前年度比17件増の111件で最も多く、初めて100件を上回り、全体の約3割を占めた。次いで多いのは物流業の42件(前年度比4件減)で、前年度からは減少したが、引き続き多くを占めた。両業種ともに以前から深刻な人手不足の影響による倒産が多発していたが、24年4月に時間外労働の新たな上限規制が適用された「24年問題」を受けて、人手不足倒産が引き続き高水準で発生し続けている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com